

京都市契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第81号

京都市契約事務規則の一部を改正する規則

京都市契約事務規則の一部を次のように改正する。

目次中「競争入札等運用委員会」を「競争入札運用委員会」に改める。

第3条第2号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改める。

第6条の2第3号中「第167条の8第3項」を「第167条の8第4項」に改め、同条第13号を同条第14号とし、同条第12号の次に次の1号を加える。

(13) 最低制限価格を下回る金額で入札したとき。

第15条第2項中「、無効」を「又は無効」に改め、「又は最低制限価格を下回る金額で入札した者」を削る。

第21条第2号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改める。

第6章の章名を次のように改める。

第6章 競争入札運用委員会

第28条の13第1項各号列記以外の部分中「契約」の右に「に係る競争入札」を加え、「京都市競争入札等運用委員会」を「京都市競争入札運用委員会」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「を締結しよう」を「に係る競争入札を行おう」に改め、同項第1号中「契約」を「入札」に改める。

第58条第5号中「破産者」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

附則第3項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市契約事務規則第6条の2第13号及び第14号並びに第15条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る入札手続について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る入札手続については、なお従前の例による。

(行財政局財政部契約課)